

Public [NSK]

NSK Compliance Guidebook 2022

NSK  
コンプライアンス  
ガイドブック  
2022

## 「社会から必要・信頼され、 選ばれ続ける会社」の実現を、 ともに目指しましょう



コンプライアンスという言葉について、皆さんは聞き慣れていると思いますが、そもそもコンプライアンスとはどういうことで、なぜ大切なのでしょう？

企業は各種法令に従い、社内規定や諸規則を定めています。NSKグループにとってのコンプライアンスとは、それらを守ることにとどまらず、社会規範に従い、企業理念の実現に向けて、誠実かつ公正な取り組みを実践していくことです。皆さん一人ひとりのコンプライアンスの実践は、NSKグループが社会からの信頼を得て成長し続けるためにも大切なことです。だからこそ、NSKグループでは、コンプライアンスをコアバリュー（経営の意思決定や行動において、最優先される共通の価値基準）の一つと位置付けています。

NSKグループのコンプライアンスのなかでも、特に企業人として最低限守るべき16項目が「NSK企業倫理規則」の「コンプライアンスのための行動指針」に定められています。この16項目をよりわかりやすく、より身近に感じてもらうため、コラムやケーススタディなどを新たに追加し、直近の法改正や社会の新たな要請を反映して、「NSKコンプライアンスガイドブック2022」を発行しました。本ガイドブックを手にした皆さんが、今後どのように活用していくかが重要です。

NSKグループで働く皆さんへ、お願いします。

まずは、皆さん一人ひとりが、自身や周りの行動を振り返りながら、本ガイドブックをよく読んでください。そして、職場の皆さんで感じたことや気付いたことをお互いに話してみてください。そのなかでもし疑問に思うことがあれば、先送りや見て見ぬふりをせず、声を上げてください。リーダーの皆さんはその声に耳を傾けてください。そして、その声を放置せずに職場の皆さんで協力して改善してください。そうすることで、コンプライアンス違反を未然に防ぐとともに、全員参加のいきいきとした風通しの良い職場をつくることができます。これこそが、NSKグループにおけるコンプライアンスの実践であり、結果的に、私が思い描いている「社会から必要・信頼され、選ばれ続ける会社」の実現に繋がると信じています。皆で、ともに目指しましょう。

2022年4月  
日本精工株式会社  
取締役 代表執行役社長・CEO

市井明俊

## NSK企業理念体系とNSKビジョン2026

「NSK企業理念体系」は、NSKグループが何を目指し、どんな企業活動をもって、どう社会に貢献していくのかを宣言する、NSKグループの「心」、行くべき「道」、21世紀にあるべき「顔」を示すものとして、1991年、創立75周年を機に制定されました。また、2016年に創立100周年を迎えるにあたって策定された「NSKビジョン2026」は、2026年を一つの目安として中長期的に到達すべき姿を表したものです。

### 企業理念

NSKは、MOTION & CONTROL™を通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

### 経営姿勢

1. 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う
2. 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する
3. 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする
4. 社員は地域に対する使命感をもとに行動する
5. グローバル経営をめざす

### 行動指針

- 個を越えて、今を超えて
- ・ グローバルな目を持つ
  - ・ きょうの自分を乗り越えよう
  - ・ 常識という殻を破ろう
  - ・ 進んで変化を求めよう
  - ・ 果敢に未知へ挑戦しよう

### コーポレートメッセージ

しなやかに、限りなく  
MOTION & CONTROL™



### NSKビジョン2026

あたらしい動きをつくる。

あらたなライフスタイルを生み出し、笑顔あふれる明日を実現するための、次の「動き」をつくる。

社会のニーズをいち早く発掘し、世界中の期待を超える、誰も想像できなかった「動き」をカタチにする。

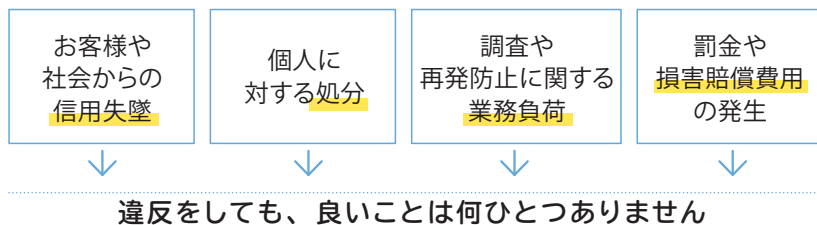
私たちが未来を動かしていく。

## NSKグループのコンプライアンス

NSKグループにとっての「コンプライアンス」とは、法令だけでなく、社内規程や社会規範を守り、企業理念の実現に向けて、誠実かつ公正な活動を行うことです。コンプライアンスを実践することにより、社会からの信頼を得て、国内外の経済・社会の発展に貢献することができます。



もし コンプライアンス違反を起こすと…?



日々の仕事で  
判断に迷う場合、  
まずは自分自身に対して  
『5つの問いかけ』を  
してみてください。

### コンプライアンスのための5つの問いかけ **NSK**

- ① 法令やルールに違反していませんか？
- ② 企業理念を行動の規範としていますか？
- ③ 家族や大切な人に胸をはって話せますか？
- ④ 見つからなければ問題ないと思っていませんか？
- ⑤ NSK ブランドを傷つけていませんか？

～判断に迷ったら、コンプライアンス責任者・担当者や  
上司に相談しましょう～

## 内部通報制度（ホットライン）について

内部通報制度（ホットライン）は、コンプライアンスに反する行為やそのおそれのある行為を早期に発見し、是正することを目的とした制度です。自社の至らぬ点に自ら気付いて、自ら是正できる企業になることで、お客様や取引先、従業員、株主など、当社を取り巻く関係者からの信頼を得ることに繋がります。

皆さんが職場の上司・先輩に相談できない、または相談しても解決できないコンプライアンス違反やそのおそれのある行為に気付いた場合、この制度を利用してください。

匿名による通報や役員関与と案件の通報も受け付けています。また、通報者は、通報したことに対する報復処置を受けるなどの不利益を被ることはありません。安心してご利用ください。

### 1. 通報対象事案 — コンプライアンスに反する行為やそのおそれのある行為

※ 調査を実施するために、出来るだけ具体的な情報をご連絡ください。

※ ハラスメントについては、人事総務本部の「ハラスメント相談窓口」をご利用ください。

### 2. 利用対象者 — NSKグループの役員、従業員、退職者、取引先

### 3. 通報受付とその後の流れ

通報者 → (外部弁護士) → 法務コンプライアンス本部長受付 → 法務コンプライアンス本部 法務部コンプライアンス推進室が関係部署と連携の上、調査を実施 → コンプライアンス上の問題を把握した場合、対策を実施 → 通報者へフィードバック

## Q&A



通報したことが上司に知られてしまい、異動させられたり評価に影響するのではないかと心配です。



皆さんが安心してホットラインを利用するには、通報者が特定されないこと、不利益を被らないことが特に重要です。そのため、調査・対策を実施する際には、通報者を特定できるような情報は調査・対策を実施するために知る必要のある人にしか知らせませんし、事前に通報者の了解を得るなど、特に注意を払っています。また、調査・対策の実施方法についても、事前に通報者の了解を得るようにしています。

# 1. 競争法の遵守

競合他社と価格や販売先などについて取決めをしたり、取引先の販売価格などを制限したりするなどの行為をせず、公正かつ自由な競争を行い、適正な取引を実行する。

## 守るべきこと

1. 正当な理由のない限り、競合他社と接触（会話やメールのやりとりなど）をしてはいけません。競合他社と価格・数量・販路などに関する取り決めや情報交換をしてはいけません。
2. お客様などから競合他社に関する情報を入手した場合、また、それを社内に共有する場合は、情報入手元を記録・明記しましょう。
3. 代理店・販売店に対して、再販売価格を指定したり、不当な要求をしてはいけません。

## 解説

1. 競合他社と競争に影響を及ぼす取り決めをすることは「カルテル」と呼ばれ、独占禁止法や各国の競争法で禁止されています。競合他社との接触を禁止しているのは、カルテルだと疑われないようにするためです。友人・知人であっても、注意が必要です。
2. 競合他社に関する情報入手元の記録が無いと、競合他社から直接情報を手に入れたとして、競争法違反を疑われる可能性があります。いかなる場合も、情報入手元の会社名・部署名・人物名を記録に残しましょう。
3. 代理店・販売店の自由な競争を妨げる行為も、独占禁止法や各国の競争法で禁止されています。優越的な立場を利用するのではなく、公正で信頼される企業の一員として行動しましょう。

### 語句説明 競争

企業が、より良い製品やサービスをより安く提供するために努力することが「競争」です。企業が競争することは、お客様やエンドユーザーにとっての利益につながります。独占禁止法や各国の競争法では、競争を妨げるような行為を禁止しています。

**check!** 自分自身の行動をチェックしてみましょう

### ルール①

原則、競合他社とは接触しない。

- どの会社が競合他社に該当するか、認識していますか？
- 競合他社との「接触」に該当するかどうか、「申請要否判断基準」や「よくある質問」、「申請確認」にて、確認していますか？

### ルール②

やむを得ず競合他社と接触する場合、

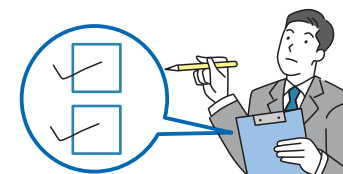
- ・事前申請・参加報告を行うとともに、詳細を記録する。
- ・価格・数量・顧客、販路など競争に影響を与える情報交換をしない。

- 競合他社が出席資格を持つ会合などに出席する場合、出席の必要性を検討のうえ、事前に法務コンプライアンス本部の承認を得ていますか？
- やむを得ず競合他社と接触した場合、日時、相手方、会話の内容を記録し、その内容を法務コンプライアンス本部に報告していますか？
- 競合他社と情報交換してはいけない内容を理解していますか？

### ルール③

競合他社に関する非公知の情報は、入手元を明確に記載する。

- 競合他社に関する情報を入手した場合、情報入手元の会社名・部署名・人物名を記録していますか？



# 2.

## 輸出入関係法令の遵守

自由でグローバルな企業活動には、国際的なルールの遵守が不可欠であるため、輸出入関係法令を遵守する。

### 守るべきこと

1. 貨物の不正輸出、技術の不正提供をしてはいけません。特に軍事目的であることが懸念される取引に注意しましょう。
2. 輸出入申告に際しては関税法などの法令に従いましょう。また、製品への原産国表示は適切に行いましょう。

### 解説

1. NSKは、外国為替及び外国貿易法（外為法）を遵守し、法令違反を防ぐために、貨物の輸出や技術の提供に関する輸出管理内部規定（コンプライアンスプログラム）を定めています。  
外為法で規制されていないことを確認したうえで取引を行うため、外国に貨物を輸出したり技術を提供する場合は必ず輸出審査を受けてください。  
外為法に抵触した場合、刑事罰や行政処分（輸出許可証の失効、輸出停止）を受けるリスクがあります。また、外国の規制に抵触する行為が、事業活動に深刻な影響を与える可能性もあります。例えば、米国の輸出管理規則（EAR：Export Administration Regulation）に抵触すると、米国原産品目の取扱が出来なくなるおそれがあります。
2. 輸出入に際しては、各国の法令、現地の事情などを踏まえ、各国が定めた品目の分類、課税の基準となる価格などを適切に申告しなければなりません。  
特恵関税制度などの適用を受ける場合、制度の適用条件を満たすか事前に確認してください。  
また国によっては、製品の原産国表示を輸入者に義務付けています。仕向け先国の法令を調査し、原産国を適切に表示する必要があります。

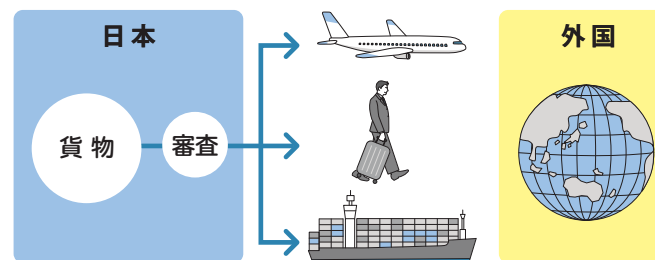
#### 〈輸出審査を必要とする項目〉

- 生産設備、保守部品、資材、油脂類、製品、試作品、試験品、展示品などの外国への輸送
- 設計図、技術データ、マニュアルなどの外国への送付または送信
- 外国での技術支援、技術指導
- 海外研修生または一時帰国者に対する日本での技術指導
- 日本の事業所に来場する外国人への技術情報の開示

#### 語句説明

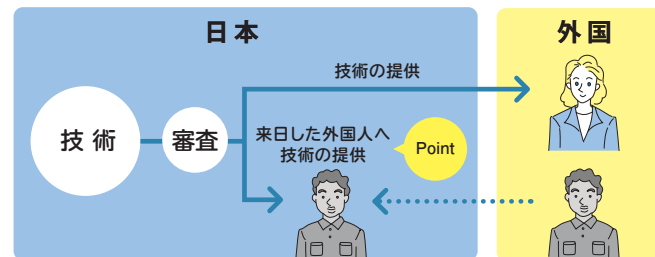
#### 貨物の輸出・技術の提供

##### 貨物の輸出



輸出入される物品のことを「貨物」と呼びます。手荷物持ち込み（ハンドキャリー）を含め、飛行機や船に積み込んだ時点で、貨物を輸出したことになるので注意が必要です。

##### 技術の提供



技術（貨物の設計、製造、使用に関連する情報）の輸出を「提供」と呼びます（「役務取引」とも言います）。場所や方法にかかわらず、相手に開示した時点で技術を提供したことになります。例えば日本国内にて、来日した外国人などの非居住者や特定の国から強い影響を受けている居住者へ技術情報を開示することも対象となりますので、注意が必要です。

輸出を行う企業は、該非確認責任者を決めておくことが法律で義務付けられています。NSKグループでも、輸出を行う各企業で（法人ごとに）該非確認責任者を選任しています。

# 3.

## 贈収賄行為の禁止

(接待、贈答などの取扱い)

接待、贈答の授受に関しては、贈収賄行為はもとより、社会常識を逸脱した行為もしない。特に、公的機関の役員に対する接待、贈答は、原則禁止とする。

## 守るべきこと

1. 金額の大小に関わりなく、取引相手（お客様など）への接待や贈り物は、慎重に行いましょう。
2. 取引相手（代理店・販売店、サプライヤーなど）から、社会常識を超えた過剰な接待や贈り物を受け取ったり、要求したりしないようにしましょう。

## 解説

1. 取引相手（お客様など）と良い関係を築くための接待や贈り物が、すべて禁止されているわけではありません。  
しかし、国によっては、民間企業の役職員への接待や贈り物が犯罪として処罰されることがあります。  
民間企業の役職員への接待や贈り物は、法令に従い、社会常識を超えない範囲で行う必要があります。他社からの贈り物を受け取らない会社もあることから、慎重に対応しなければなりません。
2. 接待や贈り物を受ける際にも、法令や社会常識を踏まえて判断しましょう。  
過剰な見返りを求められていないか注意してください。取引をするかどうかは、取引対象となる製品の品質、価格、納期、サービスなどに対する評価をもとに判断しましょう。  
接待を受けたから、贈り物をもらったから、という理由で取引相手（代理店・販売店、サプライヤーなど）を決めてはいけません。接待や贈り物によって取引相手を選ぶことは、NSKグループの一員として、公正・誠実な態度とはいえません。  
法律で処罰されるだけでなく、懲戒処分の対象となるおそれがあります。

### 語句説明 社会常識を超えない範囲

「社会常識を超えない範囲」とは、接待や贈り物を受けたとしても、業務上の意思決定に影響を及ぼさない範囲、と考えてください。具体的には、当事者の立場、その国の経済状況、接待や贈り物のタイミングなどを踏まえ、第三者の目から見て適切か（業務上の意思決定に影響を及ぼしたと疑われないか）を、個別に判断します。

### ケーススタディ

#### 優遇してもらえるようお客様を過剰接待してもいい？

新規大型案件の受注活動の大事な時期に、お客様の窓口担当者が代わりました。営業担当のあなたはライバル企業に受注を取られないか焦り、上司に相談しました。

- あなた** ▶ 確実に受注するため、接待をしたほうがいいのではないのでしょうか。
- 上司** ▶ そうだな。よし、大事な案件だから、これから1ヶ月、接待漬けだ！予算は多めに取ろう。すぐに手配を頼む。そういえば、前任者から聞いた話では、ゴルフが大好きだそうだ。

上司からそう言われたあなたは、1か月間の接待スケジュールの作成に着手しました。手始めに、名門ゴルフクラブでのプレイの予約と高級料亭での食事手配、さらに送迎用ハイヤーの段取りを考えました。

#### Point

大事な案件だからといって、過剰接待は許されません。  
民間企業への接待は「社会常識を超えない範囲」かどうかを確認しましょう。自社の取引額を増やしてもらう、他社から自社へ取引を切り替えてもらうなど、第三者が見て明らかに取引の判断へ影響を及ぼすと思われる接待は、慎重に判断する必要があります。  
相手が大切なお客様であり、長期的な取引を希望するのであればなおさらのこと、公正・誠実な態度で接することが、自社の信頼を高め、良好な関係を築くことにつながります。

※このケースは著作権者の許諾を得て、田中宏司・BERC『[新版]実践！コンプライアンス—企業の社会的責任から職場の倫理問題まで』（PHP、2019年）49頁を参考に当社が作成しました。

# 4.

## 公的機関との取引および政治献金の取扱い

公的機関との取引においては関係法令を遵守する。また、政治献金についても、関係法令を遵守し、不明朗な支出や利益供与をしない。

### 守るべきこと

1. 公務員などに賄賂を渡してはいけません。
2. 原則として、公務員などに対して接待や贈り物をしてはいけません。
3. 第三者を介して国や地方自治体が運営する団体と取引をする場合、その第三者がそれらの団体職員に賄賂を渡していないか注意しましょう。
4. 政治献金は、法令に従って行いましょう。

### 解説

1. 公務員、公営企業職員など、公職にあるもの（以下「公務員など」）への賄賂を渡すことは各国の法律で禁止されています。政府業務の円滑化の目的で少額の支払いが行われる例もありますが、国によってはこれも贈賄になる場合があります。どのような人が公務員として扱われるかは各国の法令によって異なります。国家が出資している法人やエネルギーやインフラなど国益に関する法人の役職員などに関わる際は注意が必要です。
2. 公務員などに対して、利益を与えることは賄賂になります。「利益」とは、金銭だけでなく、飲食、ゴルフ、旅行、観劇なども含まれます。
3. 仲介業者などが公務員などに賄賂を渡した場合、依頼主も罪に問われるおそれがあります。そのため、信頼できる業者かを事前に確認すること、仲介料などを適正な額にし、支払が仲介業者を通じて公務員などに渡らないようにすることが重要です。
4. 政治献金を行う場合も、公正・誠実な態度を心掛け、関係法令を遵守する必要があります。

### ケーススタディ

#### 食事代をおごることは賄賂になってしまいます！

あなたは、ある官公庁へ営業のためご挨拶に伺いました。そこでお会いした担当の方は、偶然にも高校時代の先輩だったのです。久しぶりに先輩と会ったことで懐かしさを感じ、早速その晩、近くの居酒屋に行くことになりました。旧交を温めながら、あなたは「仕事の件もよろしく願いますよ」と言い、先輩にお酌をしました。



#### Point

先輩（仕事の利害関係者）と飲みに行くのは問題ありません。ただし、全額支払ってしまうような会食をしてしまうと、金額の多寡に関わらず、賄賂とみなされてしまいます。

#### 贈賄行為が複数の国の法律で同時に処罰されてしまうことも…

アメリカの事業所に出張を予定しているあなたは、現地駐在員の先輩から「一つ、お願いがあるんだけどさ…日本からとびっきりの手土産を買ってきてくれないかな？おカネはいくら掛かっても良いからさ」と、頼まれました。先輩の話によると、「今度カナダに出張して、大口案件獲得に向けての打合せをする際、現地の政府関係者に、そっと手土産を渡したい」とのことでした。あなたは「政府関係者への手土産って、マズイんじゃないかな…」と、先日のコンプライアンス研修で米国FCPAについて勉強したことを思い出しました。

#### Point

このケースでは、アメリカの駐在員が、カナダで、営業上の便宜を図ろうと高価な手土産を渡す行為が、アメリカのFCPA (Foreign Corrupt Practice Act、海外腐敗行為防止法) という法律により賄賂とみなされ、処罰されるおそれがあります。このように、他国で行われた違反行為を、自国の法律で処罰することを「域外適用」といいます。米国のほか、日本や英国でも「域外適用」が規定されています。一つの贈賄行為が、賄賂を行った国の法律で処罰されるだけでなく、場合によっては複数の国の法律により同時に処罰される可能性があることに注意が必要です。

# 5.

## 正確な記録 および処理

すべての企業活動は、帳簿や記録に正確に留められ、関係法令に基づき適切に処理されなければならない。また、監査等においては、内外の監査人等に誠実に協力する。

### 守るべきこと

1. 材料・部品の調達、評価、検査、生産、物流、販売の履歴などを正しく記録し管理しましょう。
2. 品質保証や技術文書に用いるデータの記録は適切な資格を持った人が行い、改ざん・ねつ造は絶対にしてはいけません。
3. 経理処理、税務情報の提供を適切に行いましょう。
4. 社内外の監査・調査などに誠実に対応し、正確な情報提供に努めましょう。

### 解説

1. すべての企業活動は、誤りや不正行為を排除して、正しく記録し管理しなければなりません。
2. 品質保証や技術文書に用いるデータの改ざんやねつ造は、世界中の人々の「安全・安心・信頼」を大きく傷つけることとなります。  
品質検査は、適切な資格を持っている人が実施しましょう。無資格検査（資格が必要な検査において資格を持っていない人が検査をすること）は絶対にしてはいけません。
3. 経理処理や財務情報などを社外に提供することを財務報告といいます。  
財務報告は、経営に関する意思決定や株主・投資家などへの情報提供のために非常に重要なものです。財務報告の信頼性を確保することは、企業の社会的な信用の維持、向上に必須であり、不正確な財務報告は、信頼を大きく傷つけ、多くのステークホルダーに損害を与える可能性があります。
4. NSKグループは、金融商品取引法により、毎期「財務報告の信頼性」に係わる内部統制（J-SOX）の評価及び報告を義務付けられています。従って、正確な情報提供のため、社内ルールに基づき関連書類を保管しなければなりません。

#### 語句説明 改ざん・ねつ造

「改ざん」…評価・試験結果、検査成績などに細工し、データ・結果に意図的に変更を加えたり、他の評価・試験結果、検査成績などを流用したりすることです。また、経費精算等において、立替経費の二重請求などを行うことです。

「ねつ造」…データや試験結果をでっちあげたり、行うべき評価・検査を行わずに、行ったように装うことです。また、経費精算等において、白紙の領収書を入手し自ら金額を記載して使用することなどです。

#### あなたの行動は大丈夫？

	項目	判定
正しい記録	検査結果を正しく記録している。	GOOD!
	紛らわしい数字を書かない。	GOOD!
	測定方法が正しくない気がするが、今までこの方法で行ってきたので、そのままにしている。	NG!
	資格保持者が年休なので、無資格者が代わりに検査し、納期を守っている。	NG!
	勤怠時刻を正しく入力している。	GOOD!
改ざん・ねつ造の禁止	測定していないのに、測定したことになっている。	NG!
	採用するデータを選別している。	NG!
	時間が無いので、前回のデータを使っている。	NG!
適切な処理	規格に収まるようにデータを加工している。	NG!
	一人仕事でなく、統制が効いた業務フローとなっている。	GOOD!
	よくわからないから、前回の通り処理している。	NG!
正確な情報提供	前工程は正しく処理しているはずと思い、本来必要な確認をせずに処理している。	NG!
	監査で見つかる問題になりそうな書類なので自分の引き出しにしまっている。	NG!
	業務が忙しいから監査対応は後回しにしている。	NG!
	監査時にキチンと説明できるように必要資料の整理を行っている。	GOOD!



# 6. インサイダー取引の禁止

未公表の内部情報を知りながら株式等を買ったり、当該情報を家族を含む第三者に提供したりしない。

## 守るべきこと

1. NSKグループまたは他社の重要事実を知った場合、重要事実が公表される前にその会社の株式などを売買してはいけません。
2. NSKグループまたは他社の重要事実を公表される前に知った場合、その事実を家族や友人に伝えたり、株式などの売買を勧めてはいけません。  
NSKグループまたは他社の重要事実を口外しないようにしましょう。

## 解説

1. インサイダー取引とは、未公表の重要事実を知りながら株式などの売買を行うことをいいます。  
業務上知り得た会社の情報を利用して株式を買し、利益を得たり損失を回避したりすると、一般投資家は不公平に感じ、株式市場に対する信頼が失われることに繋がるため、金融商品取引法により禁止されています。
2. 未公表の重要事実を家族や知人に話し、その人が株式の売買を行えば、売買をした人が処罰されるだけでなく、あなた自身も処罰されることがあります。  
さらに情報管理体制の不備などで、会社の社会的信用を著しく低下させるおそれがあります。  
NSKグループまたは他社の重要事実を知った場合、業務に必要な範囲でその情報を利用するほかは、家族や友人を含め、絶対に他人に知らせてはいけません。

### 語句説明 重要事実

会社の株価に重大な影響を与える可能性のある情報を「重要事実」といいます。会社にとってプラスとなる情報も、マイナスとなる情報も含まれます。例えば、会社の決算情報、革新的な技術の開発や特許の取得、リコールに結びつくような重大な不良品の発生、企業の不祥事などです。

### check!

NSK株式の売却の前に…	
チェック	項目
<input type="checkbox"/>	事前申請のうえ、法務コンプライアンス本部長の最終承認を得ていますか？
<input type="checkbox"/>	申請手続きが分からない場合、法務部や各事業所の人事部門に確認していますか？
<input type="checkbox"/>	退職後1年間（シニアの場合は再雇用契約終了後1年間）は申請が必要であることを知っていますか？
<input type="checkbox"/>	端株（単元未満株）売却も申請が必要であることを知っていますか？

# 7.

## 知的財産権の 取扱い

発明など知的財産の創出およびその適切な保護と活用に努めるとともに、知的財産権の取扱いに十分注意する。また、第三者の知的財産権を侵害しない。

### 守るべきこと

1. 自社の発明、考案、ノウハウなどの知的財産を守りましょう。
2. 外部へ発表する場合、知的財産を守るための対応が適切に行われているかどうかを、発表前に確認しましょう。
3. 他者の知的財産権を侵害してはいけません。
4. 他者から入手した秘密情報を不正に使用せず、適切に管理し、漏えい防止に努めましょう。

### 解説

1. 労力や資金を投入して得た知識や技術は、貴重な知的財産です。知的財産とは、創作物（発明、考案、著作物など）や、商品や役務の表示（商標、商号など）、技術上・営業上の情報などの無形財産の総称です。これらの無形財産を守るために、知的財産権が存在しています。
2. 知的財産権の取得は、適切なタイミングで行う必要があります。特に、学会や客先プレゼンなどで外部に発表する前に研究開発の成果を特許出願することが大変重要です。特許出願前に成果を他者に知られてしまうと特許権を取得できなくなるかもしれない、せっかくの成果を簡単に模倣されてしまうことにもなりかねません。
3. 本、雑誌、ホームページの文章、写真、図、コンピューターのプログラムなどを無断で使用する行為は、知的財産権を侵害することになります。また、製品を設計、生産する場合には、事前に他者の特許を調査し、他者の特許を侵害しないことの確認をしなければなりません。
4. 他者の秘密情報を、同意を得ないで公開したり特許出願したりしてはいけません。

### 語句説明 知的財産権

代表的なものは以下のとおりです。

知的財産権	権利対象	例
特許権	発明	軸受の熱処理方法
実用新案権	考案	軸受のシール形状
意匠権	デザイン	製品のデザイン
商標権	商標	NSKグループのロゴ
著作権	著作物	ソフトウェア、学会発表原稿

### 語句説明 ノウハウ

製品開発・製造などに必要な技術や知識などの情報です。ノウハウは、重要な知的財産ですが、所定の条件を満たし営業秘密として適切に管理されていない限り、法的な保護を受けません。重要な情報は、秘密として厳重に管理することが重要です。

### ケーススタディ

#### 学会へ発表する場合、どうすべきか？

- 上 司** ▶ 今度の学会で世界初の新製品を発表するために、製品パネルを作成することになっていただけ、進捗はどうなっている？
- あなた** ▶ 確認しました！納期がぎりぎりだったので印刷会社にデータ送りましたよ。
- 上 司** ▶ 新製品の情報だろう？ 事前にパネルの内容を社外に出しても問題ないかのチェックが必要だぞ？

#### Point

今回のケースでは、特許で守られていない貴重な知的財産が簡単に他者に知られてしまうおそれや、他者の特許を侵害する内容の発表をしてしまうおそれがあります。新規技術の特許出願の可否や、他者の権利を侵害していないか、発表の内容に秘密情報を含んでいないかなどを必ず事前に確認してください。不明な点は知的財産部までご相談ください。

# 8.

## 違法行為・反社会的行為の禁止

違法行為や反社会的行為に対しては、断固たる姿勢を貫き、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体とは関係を持たない。

## 守るべきこと

1. 違法行為・反社会的行為をしてはいけません。
2. 反社会的勢力と関係を持つてはいけません。
3. 取引相手が反社会的勢力と関係ないか、取引前に必ず確認しましょう。
4. 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、個人や一部署で対応しないようにしましょう。

## 解説

1. NSKグループの一員として、また社会の一員として、違法行為・反社会的行為をしてはいけません。
2. 企業の社会的責任として、反社会的勢力との関係は一切排除する必要があります。

反社会的勢力は、一般の企業や市民、政治団体などのふりをして近づいてきます。商取引に偽装して不当な要求をしてきたり、一般市民団体などのふりをして寄付などを要求してきたりすることもあります。また、会社や従業員の不祥事に付け込んで金銭などを要求してくることもあります。

3. 新規に取引をする場合、相手企業が反社会的勢力と関係がないかどうかの確認を怠ってはなりません。取引開始後、相手に不審な点がある場合はそのままにせず、反社会的勢力に該当するかの確認を行いましょう。
4. 不当な要求に対して個人や一部署で対応することは、要求がエスカレートした際に対応が出来ないため危険です。直ちに上司へ報告し、組織として対処するようにしましょう。そのようなことを踏まえ、会社は弁護士や警察などの外部機関との連携を強化しています。

相手からの要求に対しては、あいまいな返答や期待を持たせる対応をしてはなりません。

## ケーススタディ

### 取引契約を交わす前に行うことは？

あなたは工場の生産力アップにともない、産業廃棄物の処理業者を変更したいと考えていました。

たまたま取引先の営業担当に相談したところ、「知り合いに良い産廃処理業者がいますよ」と紹介してくれました。

提示された金額や条件も、今の業者よりも良いようです。あなたは信頼できる取引先からの紹介だったので、その産廃処理業者に仕事をお願いしようと考えました。



### Point

信頼出来る取引先からの紹介であったり、提示された金額や条件が今の業者より良かったとしても、新しく取引契約を交わす前に、その会社が反社会的勢力とのつながりがないかどうかを確認することが必要です。

インターネットなどでその会社の情報を調べるとともに、場合によっては警察や各都道府県の暴力追放運動推進センターなど専門機関へ問い合わせてください。相手方が反社会的勢力と疑わしい場合は総務部にも相談してください。

取引契約を交わす際は「表明・確認書」を用いて、その会社の経営に反社会的勢力が関わっていないことを確認させてください。

また、契約後にその会社が反社会的勢力とつながりがあることが発覚した場合は、その契約を解除できる旨の条項を盛り込んだ契約を結ぶことが義務となっています。契約金額や契約の条件については、上記のチェックが終わってから検討するようにしましょう。

※このケースは著作権者の許諾を得て、田中宏司・BERC『[新版] 実践! コンプライアンス—企業の社会的責任から職場の倫理問題まで』(PHP、2019年) 35頁を参考に当社が作成しました。

# 9.

## 会社財産の保護

会社財産は、会社業務を遂行する目的で適正に利用し、保護されなければならない。会社の施設、備品、用具類、原材料類、補給部品類およびネットワークシステム類の不正使用や浪費をしない。

### 守るべきこと

1. 会社の財産を、私的な目的で使ってはいけません。
2. 会社の備品、在庫品などを会社（上司）の許可なく、持ち帰ってはいけません。

### 解説

1. 会社で利用する机や椅子はもちろんのこと、貸し出されるパソコンや電話なども会社の財産です。電話回線、ネットワークシステムも、会社が業務遂行のために提供するものであり、私的な目的で使うことは不正利用になります。

#### 会社財産の具体例

- ・製品在庫 ・生産設備 ・治工具類 ・パソコン
- ・携帯電話 ・ネットワークシステム ・社有車
- ・コピー用紙 ・社用封筒
- ・ボールペンや付箋などの文房具類 など

2. 会社（上司）の許可なく会社の備品を持ち帰ることは窃盗罪にあたるおそれがあります。会社（上司）の許可を得て社外に持ち出す場合でも、紛失や破損に気を付けましょう。例えば、営業秘密が含まれる書類などを紛失した場合は情報漏えいにもつながりますので、特に注意が必要です。

#### 語句説明 営業秘密

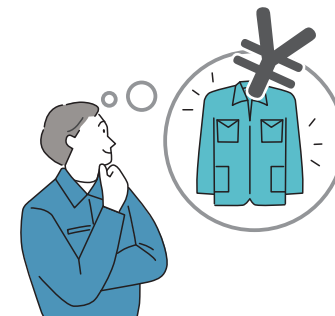
営業秘密とは、「社外秘として管理している（秘密管理性）」「会社の事業に有用な情報である（有用性）」「公然と知られていないこと（非公知性）」という3つの要件を満たす情報です。

秘密管理性	マル秘マークや Confidential マークがついているもの、かつ一般の情報と区分して（秘密として）管理されているもの
有用性	秘密管理性と非公知性を満たす情報であれば、通常認められることとなります
非公知性	一般的には入手困難な書籍などに記載されている情報や、莫大な費用と時間を費やして専門家が分析してやっと手に入る情報など

#### ケーススタディ

#### 業務のために会社から提供されたものは誰のもの？

あなたの家に友人が遊びにきました。友人はベランダに干してある作業服を見ながら、「あのデザイン、オークションで人気なんだよね」とつぶやきました。それを聞いたあなたは「えっ、そうなの？」と驚き、「もしかしたら、いい値段で売れるかもしれない。俺も出品しようかな」と心の中でつぶやきました。



#### Point

業務のために会社から提供されたものは、会社財産であり、個人のものではありません。私的な目的で使用することはもちろん、オークションに出品したり他の人に譲ったりしてはいけません。

#### 同僚から頼まれた私的なコピー、少しだったらいい？

あなたが会議用の資料をコピーしていると、同僚から「地元の町内会の夏祭りのチラシなんだけど、ついでに20枚だけ、コピーお願い！」と頼まれました。



#### Point

会社の設備を私的な目的で利用してはいけません。会社にあるコピー機は、コピー用紙代、インク代、メンテナンス費用を会社が負担しています。それを私的に使用すれば、会社の利益を損ねていることとなります。少しだから問題ない、という訳ではありません。小さな不正も見逃さず、公私混同をしないというしっかりとした意志を持って、厳しく自分を律していきましょう。

# 10.

## 企業秘密・個人情報

### 情報の取扱い

会社、顧客、業者等に関する企業秘密を不正な手段によって取得したり、外部に漏らしたり私的に利用したりしない（在職中のみならず、退職後も同様とする。）。また、個人情報は、プライバシー保護の観点からも適切に管理する。

## 守るべきこと

1. NSKグループまたは他者の情報は、企業秘密として適切に入手、管理、利用し、情報漏えいがないようにしましょう。
2. 個人情報は適切に扱い、個人が不利益を受けないようにしましょう。

## 解説

1. 企業秘密は、社内規程に従い、適切に管理する必要があります。重要度に応じて、閲覧者の制限を設けるなど情報セキュリティ対策を施し、在職中はもちろん、退職後も企業秘密の漏えいや私的利用をしてはいけません。  
また、他者から開示された企業秘密は、他者との契約と当社の社内規程に従って適切に取り扱いましょう。企業が保有する情報の中には、営業秘密として法律上保護されるものがあり、営業秘密を不正に入手、使用することは違法行為になるおそれがあります。  
詳細は情報セキュリティ関連規程を参照してください。
2. 個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別できる情報のことです。個人情報保護法によって保護されており、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、本人に伝えた利用目的の範囲内でのみ利用することができます。  
NSKグループ外の他者に個人情報を提供する場合、事前に本人から同意を得てください。また、本人から、情報の開示や利用目的の通知、訂正や追加、削除や利用停止を求められた場合は、社内ルールに従って対応してください。日本だけでなく、海外にも個人情報を保護する法律があり、個人情報の取得、管理、利用は適切に行う必要があります。

## ケーススタディ

### 公共の場での会話、気を付けていますか？

新入社員のKさんは、上司に付き添ってお客様を訪問し、その後立ち寄った喫茶店で、資料を広げながら、先ほど気になったことを上司に質問しました。

上司は質問に答える前に、周囲の状況を確認してから、こう言いました。

「今は混雑しているから、こっちに注目している人なんていないかもしれないけど、まず資料を鞆に戻しなさい。誰が見ているかわからないからね。企業秘密や個人情報が含まれている時もあるから気をつけなさいよ。」



### Point

公共の場で、仕事の話は控えましょう。外出先などで、どうしても電話対応を行う必要がある場合は、場所を移動して、人混みを避けましょう。  
資料を広げることも控えましょう。周囲の人に見られないか、また置忘れなどないように十分に注意する必要があります。

### 会社の情報をSNSに書き込んでしまってもいいの？

新入社員のNさんは、覚えてたの社内用語を使って、会社での出来事をSNSに投稿してしまいました。

このことで、フォローしていた同期より「あの投稿はマズインじゃないの？」と指摘を受けました。



### Point

たとえ自分や友人しか閲覧できないよう制限をしていたとしても、社内でしか知り得ない内容をSNSに投稿してはいけません。重要な情報が流出し、悪用されてしまう危険性があるためです。  
このようなことは企業秘密の漏えいに繋がる可能性がありますので絶対にやめましょう。

# 11.

## お客様との 関わり

常に高品質で安全、安心な製品・サービスを提供するとともに、公正な取引、誠実な姿勢、積極的な提案を常に心掛け、NSKブランドに対する信頼を高めるべく行動する。

## 守るべきこと

1. お客様に対しては、公正で誠実な態度で対応しましょう。
2. お客様のニーズやご要望を、確実に社内に関連するすべての部署へ展開しましょう。  
お客様からの要求に対して、できること・できないことを明確にし、できないことへの対応策はお客様と話し合しましょう。
3. NSKグループの総合力を活かした積極的な提案をしましょう。お客様には安全で高品質な製品・サービスを届けましょう。

## 解説

1. NSKグループは、国際社会や地域社会において、誠実・公正で信頼される企業として発展し続けることを目指しています。  
そのために求められることは、関係法令や社内ルールを守り、お客様との取引において「公正であること」です。
2. お客様からのニーズや要望に応えるためには、社内関連部署へ確実に展開する必要があります。  
また、社内へ展開し協議した結果、お客様の要求に応えられそうにないことがわかった場合はすぐにお客様へ報告し、お客様と一緒に対応策を検討するなど、誠実な姿勢を心掛けなければなりません。
3. NSKグループとお客様は、自動車や工作機械・鉄鋼・建機・半導体など広範囲な産業分野で取引をしています。  
お客様からの多種多様な要求に対して、NSKグループの総合力を活かして積極的な提案をし、安全・安心で高品質な製品を提供し、満足いただくことが、お客様の信頼を高めていくことにつながります。

**check!** 自分自身の行動をチェックし、お客様との信頼関係を築きましょう

### 公正な取引

- その取引に関係する法令を理解していますか？
- その取引は社内ルールにしたがって進めていますか？
- 「いつもとは違うけど、大丈夫、ばれないだろう…」  
そのような取引はしていませんか？



### 誠実な姿勢

- お客様からの要求は社内へ展開されていますか？
- できないこと・難しいことはお客様と協議して対処していますか？
- あなたの行動は家族や大切な人に胸を張って話せますか？

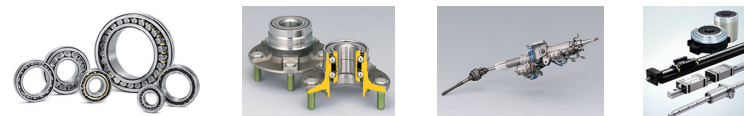


### 積極的な提案

- お客様からの要求は明確になっていますか？
- NSKグループの総合力を活かして積極的な提案をしていますか？
- お客様の要求を満たした製品を提供していますか？



### 常に高品質で安全、安心な製品・サービスの提供



# 12.

## 調達取引先との 関わり

調達取引先の選定については、公正な評価基準に基づいて行い、取引にあたっては関係法令を守り、常に対等な立場で調達先と接する。また、優越的な立場を利用して私的な利益を求めたり、受けたりしない。

## 守るべきこと

1. 公正に調達先を選びましょう。
2. 公正かつ誠実な態度で調達先に接し、立場を利用して私的な利益を求めてはいけません。
3. 下請法の対象となる調達先の間では、下請法などの関係法令および各種ガイドラインを守って取引を行いましょう。

## 解説

1. 常に会社を代表して調達先と接していることを認識し、公正な評価基準に基づき取引を進める必要があります。
2. 調達取引では、基本的に調達する側が優位な立場となります。その立場を利用した強要（私的要求も含む）は、社会規範に反する行為です。また、「NSK 調達基本方針」では、会社の利益を犠牲にして個人的な利益を図ることがないよう、「取引先および見込取引先と個人的な利害関係を持つてはならない。」と定めています。これには、自分や家族が経営する会社と取引をする場合を含みます。このように利益相反が起こりそうな状況に置かれた場合は、速やかに上司に報告しましょう。
3. 中小企業を保護することを目的として、独占禁止法の特別法として下請法が定められており、発注者の義務事項4項目および禁止事項11項目が規定されています。下請法の適用対象とならない場合であっても、「優越的地位の濫用」として独占禁止法違反となる可能性があることから、注意が必要です。NSKグループの事業は多くの調達先に支えられて成り立っています。「NSK 調達基本方針」ならびに「NSK サプライヤー CSR ガイドライン」を調達先と共有し、ビジネスパートナーとして取引を行う必要があります。

### ケーススタディ

#### 代金は、支払期日までに支払いましょう

あなたは、物品の受領後、支払処理を行う調達部門への受領連絡を忘れてしまいました。その結果、伝票処理がされないまま、調達先への支払遅延が発生してしまいました。

#### Point

下請法の対象となる取引では、支払期日まで（物品を受領した日から起算して60日以内）に、代金を支払わなければなりません。60日以内に代金を支払わなかった場合は、60日を経過した日から、実際に支払いをする日までの期間について、その日数に応じ未払金額に年率14.6%を乗じた遅延利息が発生します。受領の連絡など、事務手続きをおろそかにしないよう注意しましょう。

#### 確実に注文書の発行を！

あなたは、調達先に電話だけで注文を行い、他の業務に追われて注文書の発行を忘れてしまいました。

翌日、グループミーティングでそのことに気づいた上司に「取引の際には注文書の発行が必ず必要だ」と指導を受けました。

#### Point

NSK 製品に使われる材料や部品、NSK 仕様の消耗品や間接材の取引は下請法の対象となり、口頭で発注した場合は下請法違反となります。確実に注文書を発行してください。また、下請法の対象とならない取引であっても、調達先とのトラブル防止のため、注文書を発行しましょう。

#### 〈発注者の義務事項4項目〉

- ①書面の交付義務
- ②支払期日を定める義務
- ③書面の作成・保存義務
- ④遅延利息の支払義務

#### 〈発注者の禁止事項11項目〉

- ①受領拒否
- ②支払遅延
- ③下請代金の減額
- ④返品
- ⑤買い叩き
- ⑥購入・利用強制
- ⑦報復措置
- ⑧有償支給原材料などの対価の早期決済
- ⑨割引困難な手形の交付
- ⑩不当な経済上の利益の提供依頼
- ⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

# 13.

## 競合他社の信用毀損行為の禁止

自由競争の原則に基づき競合他社と公明正大な企業活動を展開する。競合他社を誹謗、中傷したり、競合他社の製品等に関して客観的な事実に基づかない情報を流布したりして、競合他社の信用を毀損しない。

## 守るべきこと

1. お客様から競合他社の製品などに関する意見を求められた場合、信頼のおける情報を正しく伝えましょう。
2. 自らの立場を有利にしようとして、お客様や他者に対して、事実と異なる情報を伝えてはいけません。

## 解説

1. 競合他社の製品について、客観的な事実に基づかない情報をお客様に伝えることは、公明正大な企業活動とはいえません。  
場合によっては法令に違反するおそれがあり、結果的にNSKグループの信頼を傷つけることとなります。
2. 競合他社との競争は、法令、NSK企業倫理規則などのルールに従って行われて、はじめて社会にとって役立つものとなります。  
自社の立場を有利にするために、競合他社を誹謗中傷したり、競合他社の製品をおとしめるような情報をお客様に伝えることはしてはいけません。

### 語句説明 信用毀損行為とは

虚偽の事実を伝えることで、企業にとってもっとも重要な営業上の信用を直接的に攻撃することです。不正競争防止法2条1項21号では、信用毀損行為を「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」として禁止しています。

例えば…

- 競合他社の製品について客観的な事実に基づかない内容で誹謗中傷する広告を出す
- 競合他社を誹謗中傷する文書をお客様に配る

## ケーススタディ

### どうしても売りたい！ 会社のための営業でもNGな行為とは？

あなたは、お客様に自社製品の営業をしています。上司からは「この商品を是非とも売ってこい」とハツパをかけられています。

ある日、あなたはお客様を訪問し、いつにも増してこの商品の売り込みを行いました。お客様とのトークは盛り上がり、購入していただけたような雰囲気となってきた時、お客様が「購入を検討するため、他社製品との違いは何か知りたい」と説明を求めてきました。

そこで、あなたは製品の違いではなく、不確かな情報と知りつつ、「サポート体制が整っていないらしい」、「その製品は故障しやすいと聞いている」などの競合他社情報を伝えました。



### Point

お客様から競合他社の製品などに関する意見を求められた場合、信頼のおける情報を正しく伝えなければいけません。

「何が何でも、売らなければ…」と、切羽詰まった気持ちがあったとしても、不確かな情報を伝えることは明らかにNG行為です。

この場合、お客様から求められた製品情報（競合他社製品との違い）を伝える事も、明確な根拠がなければ違法行為と言えるでしょう。

客観的な事実のみを伝え、そのうえで自社製品をアピールすることを心掛けましょう。



# 14.

## 差別の禁止と 健全な職場環境 の整備

個人を尊重し、人種、身体的な特徴、信条、性別、社会的な身分、門地、民族、国籍、年齢、婚姻、障害などに基づく不当な差別をしない。また、受け手が不快と感じるような行為をしない。

## 守るべきこと

1. 個人を尊重し、人種、身体的な特徴、信条、性別、社会的な身分、門地、民族、国籍、年齢、婚姻、性的指向、性自認、障害などに基づく差別をしてはいけません。
2. 受け手が不快と感じる行為（ハラスメント）を行ってはいけません。

## 解説

1. グローバルに事業を展開する中で、様々なバックグラウンドを持つ人々が存在することを理解し、個人の権利を尊重することが重要です。人種、性別などを理由に、業務内容や労働条件に関して差別をしてはいけません。プライバシーにあたる情報の提供を不当に要求することもしてはいけません。  
NSKグループで働く一人ひとりが十分に能力を発揮できる働きがいのある職場環境を目指しましょう。
2. 受け手が不快と感じる行為、仕事を遂行する上で不利益を与える行為、就業環境を悪化させる業務指示や嫌がらせを行ってはいけません。本人にその意図がなくともハラスメントになってしまう場合があります。
  - ・ **パワーハラ（パワーハラスメント）**…職場内での立場を利用して、業務の適正範囲を超えた業務指示や嫌がらせで、労働環境が害されるものをいいます。
  - ・ **セクハラ（セクシャルハラスメント）**…相手に不快感を与える性的な言動・行動のことです。男女ともに行方者にも被害者にもなり得ます。また、異性間だけでなく同性間でも起こり得ます。
  - ・ **SOGIハラ**…性的指向および性自認についてのハラスメントをいいます。
  - ・ **妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント**…妊娠、出産、不妊治療を理由にする、あるいは制度利用希望者に対する否定的な言動や精神的肉体的な嫌がらせのことです。いわゆるマタニティハラスメント（マタハラ）やパタニティハラスメント（パタハラ）もここに含まれます。

## ケーススタディ

**派遣社員の方も職場の仲間です。個人を尊重しましょう**

- 後輩社員** ▶ 先輩、担当しているNラインの床が水で濡れていて危ないので、これから清掃してきますね。
- 先輩社員** ▶ そんなの、派遣にやらせればいーだろう。社員の我々がすることではない。
- 派遣社員** ▶ 担当しているSラインの巡回指示を受けているのですが、どちらを優先すべきでしょうか？
- 先輩社員** ▶ 使えないやつだな！ 口答えせずに言われたらすぐにやればいーんだよ！

## Point

先輩社員のような差別的な発言をしてはいけません。人格を否定する言動であり、パワーハラスメントにあたります。

**アウトティングしてはいけません！**

- 課長** ▶ K君はLGBTQでいうところのGらしいので、気に掛けてあげて欲しい。
- あなた** ▶ 課長、それは誰がどこまで知っておいた方がいいですかね？ 一緒のプロジェクトメンバーはほかにもいますが、みんなにも伝えておきましょうか？
- 課長** ▶ 特に言われてはないけど、こういうことはみんなも知っていた方がよいだろうから、説明しておこう。

## Point

本人の許可なく、性的指向や性自認に関する情報を他人に話してはいけません。Kさんは自身の性的指向について、職場のみんなにはまだ言いたくないと思っているかもしれません。開示範囲など、本人が何を希望しているのかをしっかりと聞く必要があります。（さらに上の上司や相談窓口への相談であっても、必ず本人の同意が必要です）

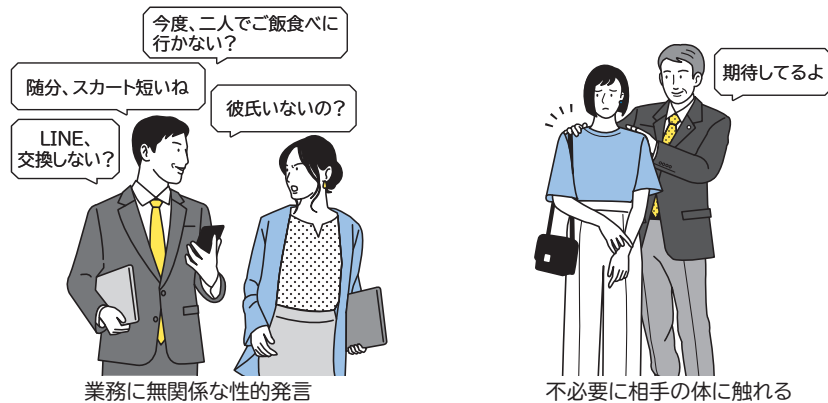
## ハラスメントの基礎知識

### ハラスメントはなぜダメ？

NSKグループは、経営姿勢で「社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する」ことを明確にしています。NSKグループで働く一人ひとりが貴重な財産であると考えています。ハラスメントが発生すると、職場の雰囲気が悪くなる、従業員の心身の健康を害する、職場の生産性が低下する、離職者が増える、「あの会社はブラックだ」などと悪い口コミが広がり求人を出しても応募者が来なくなる、など様々な悪影響を及ぼします。ハラスメントをしても、良いことなど何一つないのです。

#### 行ってはいけない行為

##### セクハラ例



##### パワハラ例



##### 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの例



### その他こんな言動・考え方をしていますか？(アンコンシャス・バイアスの例)

- 「最近の若い人は…」「ベテランだから、新しいことは嫌いに違いない」
- 「女性は細やか」「男らしくしろ」
- 「定時に帰る社員はやる気がない」
- 「ふつうは〇〇だ」「△△はこうするべき」「ずっとこうやってきた」

アンコンシャス・バイアスとは、過去の経験から形成される「無意識の思い込み」のことで、誰もが持っているものです。しかし、価値観は一人ひとり異なりますので、自身の思い込みから無意識に発した言葉や態度が、相手への否定的なメッセージとなり、傷つけたりストレスを与えたりすることがあります。

### SOGIとは

「SOGI(ソジ)とは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉です。性的指向とは恋愛感情や性的な関心がどこに向かうのかを示すもので、性自認とは自分の性をどのように認識しているのかということです。どのようなSOGIであっても、ひとつの個性として尊重されるべきであり、差別があってははいけません。

### アウティングとは

アウティングとは、他者の性的指向・性自認などの機微な個人情報について、本人の了解を得ずに話したり漏えいしたりすることをいいます。2020年6月から、職場でのパワーハラスメント防止を義務付ける改正労働施策総合推進法が施行されました。同法に基づく政府指針では、「労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報を、当該労働者の了承を得ずに他の労働者に暴露すること」が『個の侵害』としてパワーハラスメントにあたり得ることが示されました。アウティングが深刻なハラスメントになり得ることを理解しましょう。

### ハラスメント防止の第一歩は「相手への思いやり」です

社内には、様々な疾病治療のために通院をしている方や、介護や育児、不妊治療などと両立しながら働いている方、それ以外にも様々な状況の方がいます。一人ひとりが抱える事情を尊重し、相手を思いやる風土づくりを進めましょう！ハラスメントが不幸にして発生した場合に備えて、安心して相談できる窓口を開設しています。ハラスメントにあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応しています。一人で悩まずにご相談ください。

# 15.

## 労働における 基本的権利の 尊重

強制労働、児童労働は禁止とする。また、労働関係法令を遵守し、労働者の権利を尊重する。

## 守るべきこと

1. 強制労働や児童労働を行いません。
2. 労働時間を適正に管理し、適切な賃金を支払います。
3. 従業員が会社と対等に直接話し合いができるようにします。
4. 安全・健康な職場環境の整備に努めます。

## 解説

1. 労働基準法では、国際条約を受けて「満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで」の児童の就労を禁止し、「満18歳に満たない者」の深夜勤務や危険有害業務を制限しています。  
当社では、強制労働、児童労働による人権侵害を防止するため、就業規則にも強制労働、児童労働の禁止を明文化し、採用時に労働契約の内容を説明したうえで労働契約をしています。
2. 法令はもとより、就業規則に定められた労働時間、休日、休暇を守り、労働時間を適切に記録しましょう。  
当社は、時間外労働に対する割増賃金の支払いを正しく行い、また給与の明細は適時適切に従業員に伝え、不当な給与の控除や減額は行いません。
3. 従業員が報復や嫌がらせをおそれずに、会社と対等に直接コミュニケーションできるよう、従業員との対話を尊重します。
4. 安全はすべてに優先します。  
当社は、安全・安心・働きやすい職場づくりを目指し、労働災害、労働疾病が起こることのないよう、職場や施設の安全・衛生に努める必要があります。また身体的負担のかかる作業に配慮し、従業員の健康管理に努めます。  
すべての従業員が危険に対して自ら気付き、安全に行動するため、各事業所での活動を通じて、安全文化の醸成に取り組みます。

## ケーススタディ

### 休日出勤、事前に上司に相談していますか？

- 先輩** ▶ 明日の土曜日だけど、久しぶりに海釣りにでも行かないか？
- 後輩** ▶ いいですね！ …って言いたい所ですが、実は仕事が溜まってまして…。その仕事を受けたときはまだ納期に余裕があったのですが、他の業務に取り掛かっている間にすっかり忘れてしまって…。
- 先輩** ▶ そうか、残念だけど仕方ないね。でも、上司には報告したの？
- 後輩** ▶ 仕事が遅れた原因は自分にありますから、言い出しにくくて…。こっそり出てきて上げますよ。

### Point

休日出勤する場合、必ず事前に上司に報告・相談し、指示を仰がなければなりません。仕事の遅れを挽回する必要はあっても、休日出勤までして行う必要性は個人で判断するのではなく、上司の判断が必要です。

### チョコ停対応は、設備を完全に停止させてから行わなければなりません！

- 班長** ▶ (朝礼にて)  
今日は月末最終日です。生産が遅れ気味です。出来るだけ挽回をお願いします。
- 作業員** ▶ (終業30分前)  
もうすぐ勤務が終わるといのに、何でこんなときにチョコ停が起きるの？ 設備を停止してチョコ停対応をすると再稼働まで時間がかかるし、生産の遅れを挽回したいし…。
- そうだ！ 安全カバーの隙間から手を入れてチョコ停を解消すれば、設備を止めずに済むし、生産の遅れを挽回できるかもしれない。やってみよう！

### Point

チョコ停などの設備異常を解消する場合は、必ず設備を完全に停止させてから行わなければなりません。  
今回のケースでは、動力を遮断し、残圧を抜き、停止した状態であることを確認してから対応しなければ、予期せぬケガに繋がるおそれがあります。  
「止める、呼ぶ、待つ」を徹底し、決められた手順に従って対応してください。

# 16.

## 地球環境の保全

地球環境に関する法令や社内規程を遵守する。また、自らの仕事が地球環境に与える影響を意識し、環境汚染を防ぎ、人の健康や生態系を守り、将来の世代により良い地球環境を引き継ぐよう行動する。

### 守るべきこと

1. 環境マネジメントシステムを構築し運用します。
2. 法令および社内規程を遵守します。
3. 環境汚染を防止します。
4. 地球温暖化対策を推進します。
5. 省資源、リサイクル活動を推進します。
6. 環境負荷物質を管理し、禁止物質を使用しません。
7. 生物多様性の保全に努めます。

### 解説

1. NSKグループは、地球環境保全活動を推進するため、NSK環境方針、NSK環境行動指針を定め、環境マネジメントシステムを整備し、目標達成に向けた活動を行っています。
2. NSKグループは、関係する環境法令を明確にし、環境法令を遵守することはもちろんのこと、社内規程を整備して環境負荷の最小化を図ります。
3. 環境汚染の防止には、予防活動となる日常管理が大切です。大気汚染や水質汚濁の原因となる物質を削減するとともに、漏えい事故の未然防止を図っています。また、廃棄物の処理を適正に行っています。
4. 環境貢献型製品の開発、普及により、お客様の使用段階でCO<sub>2</sub>排出量を削減するとともに、NSKの事業活動によるCO<sub>2</sub>排出量の削減を推進しています。
5. 開発・設計、調達、生産、物流などすべての事業活動において、3R (Reduce、Reuse、Recycle) を推進しています。
6. グリーン調達を含めた環境負荷物質を管理する体制の構築に努め、法令が定める禁止物質を使用しないモノづくりに徹します。
7. 自らの事業活動が生物多様性に与える影響を把握し、負荷を低減するとともに、社会貢献活動を通じて生物多様性の保全に努めます。

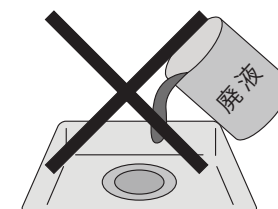
### ケーススタディ

廃油・廃液はルールに従って処理をしよう

- 先輩** ▶ 今日の工場の床掃除で出た廃液、どこに置いた？  
**後輩** ▶ あれですか、少ししかなかったんで、流しに捨てておきましたよ。  
**先輩** ▶ えっ!! 廃油・廃液は油や有害な物質を含んでいるから、絶対にそんなことをしたらダメだ!

### Point

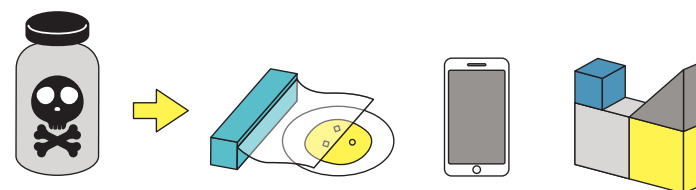
廃油・廃液は各事業所で定められたルールに従って適切に処理をしなければなりません。例えば工場では、廃油・廃液の一時的な保管場所が定められており、専門業者に回収・処理を委託しています。



### 環境負荷物質の管理

毒物や劇物だけではなく、一般消費者が使うものに含まれる発がん性物質など、使用する全ての化学物質の管理が求められる時代になりました。また、大気汚染物質の放出や工場廃液や油の漏えいのように環境負荷物質の流出に対しても厳しい目が向けられており、世界中で環境負荷物質に関する法令要求が強化されています。法令要求に沿った行政への届出や、顧客からの要求に応じて変更届などを提出することは、メーカーの責務として強く求められています。NSKグループとしても、グリーン調達を含めた環境負荷物質の管理体制構築に一層力を入れていきます。

### 管理対象の変化(毒物劇物→全ての化学物質)

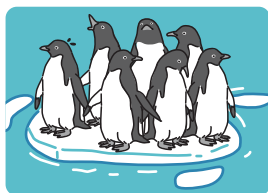


## 環境に配慮した行動をしていきましょう

## 地球温暖化が進むとこのようなことに…

地球温暖化がこのまま進むと、南極にある氷や山の上にある氷河が溶けて、海の水が増え、低い場所にある土地や島が海に沈んでしまいます。また、気候が変わり、洪水などの自然災害が多く発生するとともに、地域によっては干ばつや水不足が発生します。気候が変化することにより、食糧不足が起きるとともに、伝染病にかかる人が増えるおそれがあるなど、様々な影響があります。

## 海面の上昇



## 気候の変化



## 伝染病の増加



## 地球温暖化を防ぐために、一人ひとりの取り組みが大事です

NSKは企業理念に「地球環境の保全をめざす」ことを定め、2019年には「環境」を「安全・品質・コンプライアンス」とともに、NSKのコアバリュー（経営の意思決定や行動において、最優先される共通の価値基準）と位置づけました。

2021年6月には、カーボンニュートラル推進部を設立し、事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量削減については、①技術革新、②省エネ・燃料転換、③再生可能エネルギーの導入の3つのカテゴリーで取り組みを進めています。

会社での取り組みはもちろん必要ですが、日本全体のCO<sub>2</sub>排出量の約15%は家庭からの排出であり、家庭の中では特に①照明・家電製品、②自動車、③空調から排出されるCO<sub>2</sub>が多くなっています。※

そのため、一人ひとりの取り組みが大事です。次のページのチェックシートで、個人で取り組める環境保全活動を実践していきましょう。

※温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

## check! 実践していますか？ 個人でできる環境保全の取り組み

## 省エネ・節電

- 冷暖房の設定温度を控えめにする（目安 夏場：28℃、冬場：20℃）
- 使っていない照明や電化製品は、こまめに電源を切る
- 照明をLEDに替える

## 節水

- 手を洗う時や歯を磨く時に、水を出しっぱなしにしない
- お風呂の残り湯は洗濯や植木の水やりに使う
- 節水型シャワーヘッドに切り替える

## ごみの減量と分別

- 買い物は、必要な時に、必要な量を購入する
- 職場や家庭で出るごみを分別してルールを守って捨てる
- マイバッグ、マイボトルを使い、使い捨てプラスチックの使用を出来る限り減らす
- 家でも外でも、食べ残しをしない工夫をする

## 消費・行動

- 古い家電製品は省エネ型に買い替える
- 再生可能エネルギーを多く供給している（CO<sub>2</sub>排出係数が少ない）電力会社のサービスに切り替える
- 公共交通機関を積極的に使い、運転するときはエコドライブに努める
- 宅配便は1回で受け取り、再配達を減らす
- 環境に関して積極的に情報を集め、学ぶ機会を増やす

## 海や森の自然を守る

- 海や森の環境に配慮した製品を選んで買う（FSC 認証、MSC 認証、ASC 認証など※）
- 海や山にレジャーで出かけた時はゴミを持ち帰る
- 生物多様性に配慮した社会貢献活動に参加する
- プラスチックゴミを出さないように気を付ける

※ 例えば以下のような認証ラベルが付けられた製品があります。



MOTION & CONTROL™  
**NSK**